

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 令和7年度第2回浜松市介護保険運営協議会 会議録

1 開催日時 令和8年3月12日（木）午後7時から午後8時30分まで

2 開催場所 浜松市役所 北館101・102会議室

### 3 出席状況

(1) 浜松市介護保険運営協議会委員（50音順）

出席 9名 磯部智明委員 小野宏志委員 杉山晴康委員  
鈴木謙市委員 鈴木隆之委員 西澤基示郎委員  
森下晃司委員 山田紀代美委員 弓桁智浩委員

(2) 事務局

介護保険課 谷口弘記課長 近藤朋子課長補佐 名倉敦史主幹  
伊藤宏樹副主幹 小澤隆史副主幹 前和恭副主幹  
高齢者福祉課 亀田岳史次長兼課長 竹村和枝担当課長 大石尚課長補佐

4 傍聴者 0名

### 5 議事内容

- (1) 令和7年度要介護認定に審査状況等について
- (2) 令和8年度介護保険料の見直しに伴う介護保険条例改正について
- (3) 令和7年度介護人材確保対策事業について
- (4) 地域支援事業に係る取り組みについて

6 会議録作成者 介護保険課 総務給付グループ 袴田

7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 有・無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 5 議事

#### (1) 令和7年度要介護認定の審査状況等について

(会長)

議事1点目「令和7年度要介護認定の審査状況等について」、事務局から説明願いたい。

<事務局から資料1について説明>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(A委員)

クラウドを使用していない合議体があるのは、どのような理由か。

(事務局)

クラウドサービス利用は、各合議体において委員全員の合意が必要となっている。対応が難しい委員がいる場合は実施していない。

次年度は、クラウドサービス利用を前提に委員の推薦を依頼し、多くの合議体で活用できるよう合議体の編成時においても考慮する。

(A委員)

クラウドを使用した合議体の方が、審査に要する時間は早いのか。

(事務局)

審議自体の時間は変わらないが、審議資料の送付にかかる日数が省略されるため、認定までの所要日数は短縮されている。

(B委員)

紙資料は個人情報が含まれるため外出先へ持ち出せなかったが、パソコンやタブレットの場合、外出先でも資料を確認できる点が良い。また、リモートで自宅からでも参加できる。要介護認定申請において、新規申請と更新申請の申請件数が拮抗しているが、新規申請（期間切れを除く）の申請件数を把握しているか。

(事務局)

統計はとっていない。

(C委員)

調査日数の短縮に向けて様々な取組を行っているが、調査員が増えたのか。

(事務局)

去年の春は調査員不足を補うため、採用を強化した。それに加え、タブレットの導入により調査票作成効率化が図られ、調査件数の増加と所要日数の短縮につながった。

(D委員)

クラウドサービスの使用法は難しくないため、継続してほしい。最終的な目標は全合議体のリモート化であるのか。

(事務局)

全合議体での活用を目指しているが、委員それぞれの事情を勘案し、対応していきたい。

(D委員)

リモート環境は各委員が設定することになっているが、リモート化の促進に係る支援は検討しているか。

(事務局)

使用感や改善点などを開発業者に伝え、相談しながらリモート審査の負担軽減につなげていきたい。

(D委員)

アンケートを実施してみて、検討していくのか。

(事務局)

導入後にアンケートを実施したので、次年度以降の使い方につなげていきたい。

(E委員)

クラウドの運用は介護保険の予算で負担することになるのか。導入費用は、事前に本会議に諮っていただきたい。また、端末は各自が用意することになっているが、審査員に経済的負担を強いるのは問題がある。クラウドの運用を継続するのであれば、市に負担していただかないと事業設計として問題があると思うので検討していただきたい。

(事務局)

検討する。新たな費用は発生しているが、ペーパーレス化による費用の削減効果も生じている。

## (2) 令和8年度介護保険料の見直しに伴う介護保険条例改正について

(会長)

次に、「令和8年度介護保険料の見直しに伴う介護保険条例改正について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料2について説明>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(B委員)

今回の見直しは、全国的な法改正に伴うものか。

(事務局)

そうである。本市の保険料は現在、国が規定している13段階ではなく16段階で規定していることから、今回の税制改正における介護保険法施行令の改正に伴い、本市の条例を改正する必要性が生じたことによるものである。

## (3) 令和7年度介護人材確保対策事業について

(会長)

次に、「令和7年度介護人材確保対策事業について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料3について説明>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(F委員)

奨学金事業について、対象の職種は決まっているのか。

(事務局)

介護職員、介助士、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、生活相談員、サービス管理責任者、支援相談員などを考えている。

(F 委員)

拡大していただくことは有難い。人材確保に係る支援策について、事業所に制度の一覧を送付しているか。

(事務局)

制度については、市のHPで紹介している。その他、事業単位で各事業所に同報メールを送付し案内しているが、HPの掲載内容等の周知についても検討していきたい。

(G 委員)

海外都市との相互協力のための覚書締結は外国人の人材確保に向けた取組だが、介護福祉士の資格取得を目的とするというものか。

(事務局)

最終的には介護福祉士になってもらうことを目的としている。

(G 委員)

フィリピンとインドネシア以外にも拡充していくのか。

(事務局)

現在は、フィリピンとインドネシアの都市と覚書を締結しているが、今後、締結する市が増えていくのではと考えている。

(G 委員)

介護福祉士の合格率はベトナムが高く 9 割程度合格している。国民性として勤勉なのかなと思う。そういったことも考慮していただき進めたらと思う。

(事務局)

覚書の締結がなくても、送り出し機関等と合意が得られれば情報を提供していくことはできるため、今後検討していきたい。

#### (4) 地域支援事業について

(会長)

次に、「地域支援事業について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料 4 について説明>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(G委員)

認知症の発症には、難聴が関係していると世界的に言われているが、次年度に予防のための取組は行われるのか。

(事務局)

難聴に対する補聴器助成事業は、検証事業として来年度実施していく。

## 6 その他

(事務局)

会議録については、作成次第送付させていただくので、確認をお願いしたい。次回の会議については、7月頃を予定している。詳細については、改めて連絡させていただくこととする。

## 7 閉会